

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十七年一月一日から三月三十一日までとする。

平成二十七年五月二十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 池田 憲人

- 1 支援決定を行った件数
四十八件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
- 一 茨城県の金属製品製造業者（震災により一部工場が破損）
- 二 茨城県の建具製造業者（震災により一部本社が破損）
- 三 宮城県沿岸部のゴム製品製造業者（津波により工場等が全壊、在庫が流出）
- 四 福島県中通りの食品小売業者（風評被害による観光客の減少により売上が減少）
- 五 福島県中通りの燃料小売業者（震災により一部設備等が破損）
- 六 茨城県の製造業者（震災により一部工場等が破損）
- 七 宮城県沿岸部の機械設計業者（震災により一部事務所等が損壊）
- 八 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が半壊）
- 九 青森県沿岸部の印刷業者（震災により一部工場が破損）
- 十 宮城県沿岸部の物品賃貸業者（津波により商品在庫等が流出）
- 十一 宮城県沿岸部の小売業者（震災により工場等が破損）

- 十二 宮城県沿岸部の小売業者（津波により資材が流出）
- 十三 宮城県沿岸部の広告業者（震災により備品が破損）
- 十四 宮城県沿岸部の設備工事業者（津波により事務所等が損壊）
- 十五 青森県沿岸部の漁業者（津波により主要な船舶が破損）
- 十六 岩手県沿岸部の食品製造業者（津波により工場が全壊）
- 十七 岩手県沿岸部の水運業者（津波により事務所等が流出）
- 十八 宮城県沿岸部の製造業者（津波により車両が流出、設備等が破損）
- 十九 岩手県沿岸部の飲食業者（震災により一部店舗が破損）
- 二十 岩手県沿岸部の飲食料品小売業者（主要取引先の被災により売上が減少）
- 二十一 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により賃貸用不動産等が流出）
- 二十二 岩手県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場等が流出）
- 二十三 茨城県の食品製造業者（津波により工場が浸水、在庫が流出）
- 二十四 青森県沿岸部の小売業者（停電等による営業時間短縮に伴う売上減少）
- 二十五 岩手県沿岸部の旅客運送業（津波により事務所が全壊、車両が流出）
- 二十六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により養殖施設が全壊）
- 二十七 宮城県沿岸部の宿泊業者（震災により施設が半壊）
- 二十八 福島県浜通りの製造業者（震災により一部工場等が破損）
- 二十九 宮城県沿岸部の技術サービス業者（津波により本社が全壊、車両が流出）
- 三十 宮城県内陸部の飲食業者（震災により一部店舗が破損）
- 三十一 岩手県沿岸部の飲食業・不動産賃貸業者（津波により賃貸不動産等が損壊）
- 三十二 福島県浜通りの小売業者（震災により店舗が半壊）
- 三十三 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が損壊、設備が流出）
- 三十四 福島県中通りの飲食業者（震災により一部備品等が損壊）
- 三十五 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により一部機械設備等が破損）
- 三十六 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により一部工場設備等が破損）

買取りに係る債権の元本総額

四十一億三千八百五十九万五千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

出資決定を行った対象事業者の概要

- 一 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により一部機械設備等が破損）
- 二 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により一部工場設備等が破損）
- 三 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により一部工場設備等が破損）

出資総額

五千万円

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行

った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 二十七件、その他 二件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

四十三億五千八百十四万五千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

九億九千六百十三万円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

宮城県沿岸部の農業者（津波により在庫が流出）

青森県沿岸部の建設業者（震災により店舗等が全壊）